

国民健康保険税

4月1日から納期と税率が改正されました

(医療分は、昭和61年以來の引き上げとなります)

(改正理由)

国民健康保険加入者の増加に伴い、医療費の増加が続いており、その給付に充てる国民健康保険税の財源確保は非常に困難となっております。

そのため、基金の取り崩しにより収支均衡を保っている状況です。

国保事業の歳入の根幹を成す国民健康保険税については、税率改正により収入確保を図り、国保事業の健全な運営を目指します。

改正された点

だが、税率改定に合わせ1期当りの納付額を少なくするため、納期を4月から翌年3月までの12期としました。

【納期が変わりました】

納期限

第1期	5月2日(月)	第7期	10月31日(月)
第2期	5月31日(火)	第8期	11月30日(水)
第3期	6月30日(木)	第9期	12月26日(月)
第4期	8月1日(月)	第10期	1月31日(火)
第5期	8月31日(水)	第11期	2月28日(火)
第6期	9月30日(金)	第12期	3月31日(金)

今まで、7月から翌年2月の8期で納めていただいていたいま

～口座振替をご利用の方～

◎全期分を一括納付する方法を選択されている方へ

次のとおり、年2回の振替となります

振替日		振替期別	備考
1回目	第1期(4月)	1期から4期分(4月)(7月)	暫定課税分
2回目	第5期(8月)	5期から12期分(8月)(3月)	本算定分

【税率が変わりました】

税額の賦課方式等は、左記の表のように変わりました。

	医療分		介護分	
	新	旧	新	旧
①所得割額	7.00%	6.20%	1.20%	1.02%
②資産割額	25.00%	25.00%	7.60%	7.60%
③均等割額	18,500円	16,000円	5,300円	4,500円
④平等割額	19,500円	18,000円	4,100円	3,500円



国民健康保険税の

税額算出説明

国民健康保険税は、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の合計により一年間の税額を決定しますが、毎年4月から7月の間は、

加入者の前年中の所得と固定資産税額が確定できないため、所得割、資産割の算定ができません。

そこで、平成17年度国民健康保険税のうち、4月から7月の4か月は前年度年税額の12分の4に相当する額で課税となります。

……これを暫定賦課といえます。8月～翌年3月の8か月は、確定税額から4月から7月の暫定課税額を差引いた額を納付していただくようになりました。

この際税額に100円未満の端数がある場合これを切り捨てます。ただし、除して得た額が、1000円未満の場合、これを月数倍した額を当初月(4月と8月)に加えます。

また、15年中に譲渡所得のあった世帯は譲渡所得を除いて前年度年税額を算出します。

当該年度分の国保税額が前年度分の2分の1に相当する額に満たないと認める場合は、条例で定める期限(納税通知書の交付を受けた日から30日以内)までに、市長に対して、特例に基づいて徴収される税額の修正を申し出ることが出来ます。

固定資産税

平成17年度の固定資産税は、平成17年1月1日時点で土地・家屋・償却資産を所有している方（登記簿等に所有者として登録されている方）にお願いします。（1月1日以降に売買等により所有権が変わった場合も、平成17年度分は1月1日の所有者にお願いすることになります）

税率は1.4%で、土地・家屋・償却資産の課税標準額の合計に税率をかけて、税額を算出しています。

《土地》

土地の評価は、地目別に評価基準に定められた方法により評価します。この地目は、宅地、田および畑（農地）、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野および雑種地で、評価上の地目は登記簿上の地目にかかわらず、1月1日の現況の地目によります。また、地積は原則として登記簿に登記されている面積となります。

土地の評価額は、原則として3年に一度行われる評価替え（平成15年度実施）で決定され、次回の評価替え（平成18年度）まではその価格が据え置かれることになっています。しかし、平成17年度は地価の下落が認められることから、時点修正を実施して評価額の引き下げを行いました。

税負担の調整措置

平成17年度においても、住宅用地並びに商業地等の宅地（非住宅用地）に対して、負担水準区分に応じた負担調整率が適用される特例措置によって税負担の均衡化を図っています。さらに、地価の下落率が著しい土地の税額を据え置く措置も行っています。（負担水準の割合は別表1および2のとおりです）

別表1 住宅用地負担調整率表

負担水準	負担調整率
100%以上	本則課税となり引き下げ
80%以上 100%未滿	据え置き
40%以上 80%未滿	1.025
30%以上 40%未滿	1.05
20%以上 30%未滿	1.075
10%以上 20%未滿	1.10
10%未滿	1.15

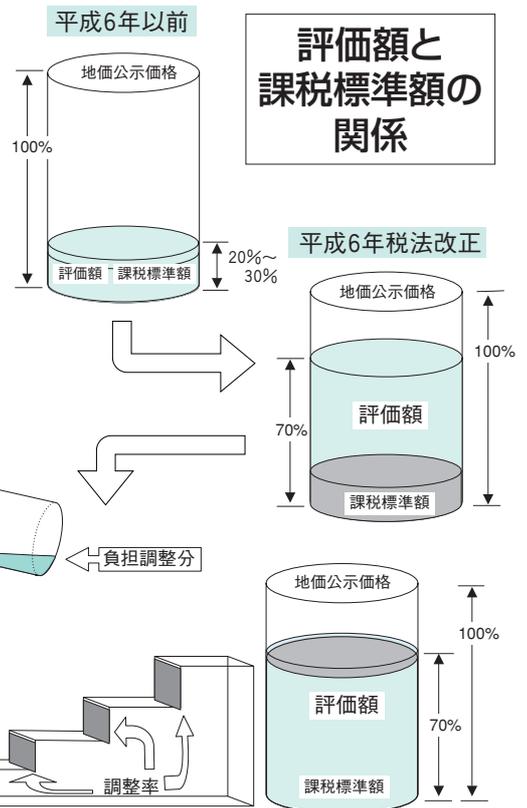
$$\text{負担水準} = \frac{\text{平成16年度の課税標準額}}{\text{平成17年度評価額} \times \text{住宅用地特例率}} \times 100$$

別表2 商業地等（非住宅用地）負担調整率表

負担水準	負担調整率
70%を超えるもの	70%まで引き下げ
60%以上 70%以下	据え置き
40%以上 60%未滿	1.025
30%以上 40%未滿	1.05
20%以上 30%未滿	1.075
10%以上 20%未滿	1.10
10%未滿	1.15

$$\text{負担水準} = \frac{\text{平成16年度の課税標準額}}{\text{平成17年度評価額}} \times 100$$

評価額と課税標準額の関係



負担調整措置とは

平成6年度の税法改正により、宅地の評価額は国の地価公示価格の7割を目安に設定されました。それまでは地価公示価格の2割から3割程度の評価額であったものを7割としたために、急激な税負担の増加とならないように、負担水準に応じた負担調整率を掛け、課税標準額を徐々に上げて評価額に近づける措置をとっています。このため、負担水準が低い場合は評価額が下がっても税額が上がるようになります。

《家屋》

家屋の評価

評価額＝再建築価格×経年減点補正率

再建築価格

評価の対象となる家屋と同一ものを、評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費を固定資産評価基準に基づき算出したものです。

経年減点補正率

家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価等をあらわしたものです。

平成16年以前に

建築された家屋

(在来分家屋)

平成15年度以前に建築された家屋は、平成15年度の評価替えによって評価額の見直しを行い、次回評価替えの平成18年度までの2年間(平成16年度と平成17年度)はその評価額は据え置かれます。

平成15年度中に新増築された家屋も今年度は、平成16年度と同額となります。



平成16年中に

新増築された家屋

建物調査をさせていただいた資料に基づき、固定資産評価基準に沿って評価額を算出しました。なお、新築の住宅については、新築時から一定の期間は減額措置があります。

新築住宅の減額措置

適用対象要件

- ◆ 専用住宅や併用住宅であること(併用住宅は、居住部分の割合が1/2以上のものに限り)
- ◆ 居住部分の総床面積が50㎡(一戸建以外の貸家住宅35㎡)ただし、平成17年1月2日以降の新

都市計画税について

都市計画税は、道路の建設、下水道の普及・改良、あるいは公園の整備などの都市施設の建設・整備といった都市計画事業の費用にあてるため、土地や家屋の所有者に対してお願いする目的税です。(ただし、山林、原野、農業振興地域内の農用地は対象外となります) 税率は0.2%で固定資産税とあわせてお願いしています。

築分からは40㎡以上280㎡以下であること

減額される範囲

減額対象となるものは、新築された住宅用の家屋のうち居住部分に限り、併用住宅の店舗部分や事務所部分等は減額の対象になりません。減額の対象となる面積は、居住部分の床面積が120㎡分までとなります。また、住宅部分の床面積が120㎡を超える家屋は、120㎡分が減額の対象となり、残り面積は減額の適用がありません。

減額される期間

- ① 一般の住宅 (②以外の住宅)
- …新築後3年度分
- ② 3階建以上の中高層耐火住宅
- …新築後5年度分

課税明細書の送付

納税通知書に同封してある課税明細書には、固定資産課税台帳(名寄帳)の内容と同様の所有物件、評価額、課税標準額、負担水準などが記載されていますので、資産や課税内容の確認等にお役立てください。

路線価および標準宅地価格の閲覧

平成17年度の宅地評価に用いる路線価および市内の標準宅地価格が4月1日(金)から税務課資産税担当で閲覧できます。

平成17年度の固定資産税・都市計画税の納期限

- 第1期 5月2日(月)
- 第2期 8月1日(月)
- 第3期 12月26日(月)
- 第4期 平成18年 2月28日(火)

となっていますので、期限内納付にご協力ください。納付には、便利な口座振替をご利用ください。手続きは税務課収納担当または金融機関の窓口でできます。

ページ

だけの方、お子さんのス
話を募集しています！
課まで。

4月になり、新しい生活が始まった方も多いと思います。新しい学校、新しい職場、新しい仲間。期待も緊張もたくさんありますが、時にはふっと肩の力を抜いて、お茶でも飲みながら、広報クイズはいかが？

◎前回の答え（3／1）と当選者

問1－②諏訪 問2－③備え

問3－①みにくいあひるのこ

正解総数24通（応募総数24通）の中から抽選で、白鳥冬子さん（大栄町2）、武井史子さん（長地権現町2）、武居美佐子さん（山下町2）、徳永美津子さん（川岸東4）、中山孝さん（川岸上1）に記念品をお送りします。



問1 今年度の市の一般会計予算は何%の減？

答え ①50.2% ②10.2%
③0.2%

問2 市ではこのプラン策定のためにあなたのご意見を求めています！

答え ①行財政改革 ②構造改革
③意識改革

問3 今月17日にオープンする公園は？

答え ①岡谷湖畔公園 ②山下公園
③鳥居平やまびこ公園

ヒント…記事を読むと…。

◆広報クイズ応募方法

はがきに、答えの番号、住所、氏名、年齢、電話番号をお書きになり、広報クイズ係《〒394-8510 岡谷市役所（住所不要）》まで。4月20日の消印まで有効。ひと言書きそえてくださると嬉しいです。（ひと言は15日号の「みんなの声」のコーナーへ掲載させていただく場合があります）

この一輪 咲いてうれしき 春が来た
梅は咲いたか、桜はまだかいな？ 俗曲に唄われている桜。春を待つ人々は一層の愛着を花に託します。今年は天候の加減で例年より三日ほど早く開花し、4月中旬になるということです。桜といっても約300の品種があり、代表的なものは染井吉野・大島桜・松月山桜など。なかでもお花見に合う染井吉野が一般的で一番多くあります。岡谷で一番早く咲く桜は図書館の前庭にあったロトウ桜でした。惜しいかな、平成16年9月の台風で倒木し、残念。
ここでロトウ桜の謂れを記します。「ロトウ桜（魯桃桜）の原産地については諸説あるが、シベリアから日本に持ってきたものと推測され、魯西亜（ロシア）の魯と桃に似た植物であるので桃の字も入れて魯桃桜と命名されているが、バラ科サククラ属モモ亜属に属するノモモであるとも言われている。」
倒木した初代ロトウ桜は昭和30年（一九

市民しポーター だより

宮坂槇三さんの
おかやよいとこ探し Part 37

春を告げるロトウ桜



市立岡谷図書館前庭にて

五五年）に県立図書館から苗木を譲り受けたものです。そして二代目は、辰野町在住の造園士吉江昭彦氏の寄贈による苗木で、今年3月11日、吉江氏、北沢教育長、小池図書館長、市職員の方々と立派に植樹されました。「甦る岡谷のシンボル、大切に育てていきたい」との教育長の言葉がありました。4月上旬には優しい花が咲くというので、楽しみに待っている今日この頃です。
4月はさまざまな事の始まりの月、私自身図書館の愛好者の一人として、中の様子を覗いたら、幼児向け・高齢者向けの大活字本（ミステリーや時代小説、ベストセラーものetc）、その他ビデオ・CD・カセット・DVDなどなど、今日もわくわくしながら何を借りようかなと扉を開けます。体を慣らしながら春の一日、桜と図書館に行ってみては。

大勢の喜びの

声きこえる

サクラサク（合格）



子どもの成長する姿に
感動します

てづか あき こ
手塚 朗子 さん
(神明町4)

Q 大変なことは？
A 4月から岡谷のひまわり保

育所と統合して新しい園舎での保育になるので、今はその準備が大変です。
Q やりがいを感じるときは？
A 子どもに、こうなって欲しいと思っていることが伝わったときですね。例えば、けんかになって一方が泣き出したとき、「ごめんね」「いいよ」と声をかけあつて、子供同士で解決できるようになったとき、自分の保育が伝わっているんだなと感じます。
Q 休日は何してる？
A ショッピングかな。なるべく家の外で過ごすようにしています。
Q 将来の夢は？
A 自分がみた子どもの20、30年後の姿が見れたらいいな。

Q どうしてこのお仕事を？
A 母と姉が保育士だったんです。自分にならないと思っていたのですが、自然とこの道に進んでいました。それでも保育園の卒園文集には「将来の夢は保育士」と、ちゃんと書いてありましたね。

Q 2歳児の「ぞうくみ」のみんなと散歩をしたり、このごろでは卒園式に向けて、劇ごっこをしたりしています。

Q 普段は子供たちとどう過ごしている？

下諏訪のわかくさ共同保育所で保育士をされている手塚朗子さん。

人事異動

今日、4月1日金曜日は多くの日本人にとって新たな始まりを示す日であります。6歳の児童は小学校に入学し、受験に合格した高校生が大学に進学し、多くの大学卒業生は就職した会社に入社する日となります。また、日本中の会社、学校、役所では多くの職員が人事異動で新しい部署に移る日でもあります。

私はこの5年間、長野県内の役所で働いてきて、ほとんどの職員が一つの部署で働くのがそんなに長くないと分かりました。平均で3年間ごと異動させられ、1、2年ごと異動する人も珍しくありません。例えば、3月まで福祉関係の仕事をしていて、翌週の4月になったら観光課で新しい仕事を始めることはもちろんありえます。もちろん新しいスタッフが職場に新しいアイデアを持ってくるのがいいことだと思っていますが、ちょうど一年間の仕事を覚えた段階で異動させて、新しい仕事をやらせるのはあまり効率的ではないと思

ます。

同じ市内の部署に異動する人にとっては職場を移るのが大変な激変ではないかもしれませんが、遠い所まで移動しなければならない職員にとって、2週間以内に荷物の運送や、子供の入学などを手配し、家族を連れて移動するのはかなり大変なことではないかと思えます。このような理由で、家族を置いておいて単身赴任する人が多いのかもしれない。

ニュージーランドのほとんどの職場では特に異動の時期はありません。雇用主は、ポストに空きができたとき、または希望があったとき、昇進したとき、それぞれの個々に異動を決めます。ほとんどの場合は、異動するかしないかは、本人が選ぶことができます。もし、その仕事が入れば、30年でも同じところで働いている人たちだっているのです。もし、異動した場合は家族揃って異動するのが普通です。

今日、新しい仕事を始めたみなさん、がんばってください。GOOD LUCK!



国際交流員の
セーラ・アキレス です

No.7